

教えて!

安保法制がわかりません。

作:上越中央法律事務所

第四話「PKO法改正」



今日は表⑥のPKO法  
改正の話だね。

た後(平時)の話だね。  
今日は紛争が一時終わる  
粉砕が終結しない活動つ  
集団的自衛権とか後方支援は

現行法	改正法により加わるもの
I 参加する対象 国連PKO	国際連携平和安全活動
II 自衛隊の任務 道路・橋の構築 建物の建設等	正当防衛・緊急避難 武器等を防護する場合 治安維持活動 警けつけ警護
III 武器使用の基準	任務遂行のための武器使用

国連が統括しない活動つ  
ども?

あるけどよくわかんないな。  
ーSAPって聞いたことは

アイサフだよ。  
アイツじやなへり

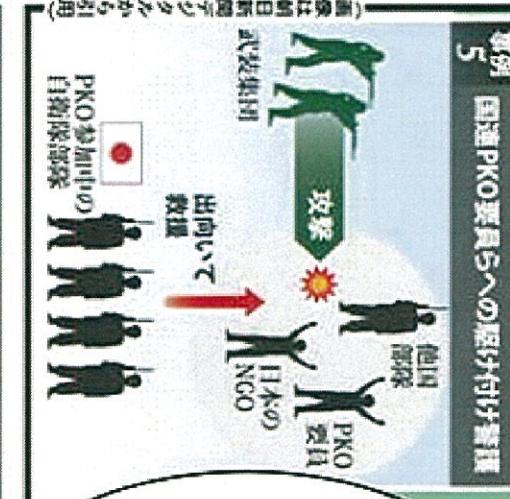
基本だよね。  
挨拶はやっぱり

(国際治安支援部隊)があるね。  
最近の例で言えば、ーSAP

国連PKOだけじゃなくして  
参加できるようになる(表⑥)。







これは本格的な軍事行動ではなく、米兵の捕虜として、アーバン戦闘で争奪戦が行われたときに起きたものである。この状況から危険と死傷者が発生する可能性があると、PKO要員はこれを防ぐために、自衛隊部隊と一緒に活動する。しかし、これが実際には、PKO要員が現地で活動する際に、それが敵である民兵が殺害されたり、怪我を負ったりする可能性がある。そのため、PKO要員は、現地で活動する際には、常に警戒して、自分たちの安全を守るために、自衛隊部隊と一緒に活動する。

「誰もが安全な活動をしたい」という想いが、PKO要員たちの活動を支えている。しかし、現地で活動する際には、常に警戒して、自分たちの安全を守るために、自衛隊部隊と一緒に活動する。そのため、PKO要員は、現地で活動する際には、常に警戒して、自分たちの安全を守るために、自衛隊部隊と一緒に活動する。

